

24監査公表第12号（平成24年9月6日付 福岡市公報第5954号 公表）分
 （事務監査）

1 局別監査

(1) 総務企画局

監査の結果	措置の状況
<p>委託契約の履行確認について注意を求め るもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則に則り完了検査を行い、契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支払わなければならない。しかしながら、平成23年度「福岡市統計調査支援地図システム更新業務委託」において、仕様書では、システムの操作講習会について本庁及び各区との集合研修を1回、各区別を各1回実施する旨が規定されており、業者から提出された工程表にも、契約期間内に実施するとしていたにもかかわらず、実際は実施されていなかった。また、契約変更の手続も行わずに業務完了と認め、委託料を支払っていた。</p> <p>今後、委託契約に当たっては福岡市契約事務規則に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（統計調査課）</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>契約事務の執行の適正化については、決裁にあたり、従来の完了届等のほかに、契約内容の履行状況が確認できるチェックリストを添付することとした。</p> <p>また、福岡市契約事務規則に基づき適正な事務処理を行うよう「会計事務基礎研修」テキストにより所属職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>なお、未実施となっていた操作講習会については平成24年8月1日までにすべて実施し完了した。</p>

(2) 財政局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めもの</p> <p>委託料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して、催促を行う必要がある。しかしながら、平成23年度「福岡市本庁舎等の利活用に関する基本計画策定業務委</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>委託業務の履行完了確認後は、債権者に対し請求書の速やかな提出を指導するよう、所属職員に周知徹底を図った。</p>

<p>託」の支出において、履行完了確認後支払まで長期日数を要していた。</p> <p>今後、支出に当たっては、速やかな事務処理を行われたい。</p> <p>(公有財産課)</p>	
<p>(イ) 委託契約について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>委託契約事務に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正に処理しなければならない。しかしながら、平成23年度「管理地内除草委託(単価及び総価契約)」において、総価契約分の削除に伴う変更契約を平成23年11月に行うべきであったが、履行確認日(平成24年3月15日)まで行っておらず、さらに変更契約締結に長期日数を要したため、当該年度に支払うべき2回目の委託料について、平成24年度予算で支払いを行う過年度支出が発生していた。</p> <p>今後、委託契約事務に当たっては適正な契約手続きを行うとともに、支出事務に当たっては速やかな事務処理を行われたい。</p> <p>(公有財産課)</p>	<p>【措置済(平成24年11月19日通知)】</p> <p>委託契約事務については、今後、福岡市契約事務規則等の規定に基づく適正な処理を行うとともに、契約内容に変更が生じたときは、速やかに変更契約の締結を行うよう、所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>また、委託料については、業務完了を確認した後、迅速に委託料の支出に係る事務処理を行い、委託料の支払が遅延しないよう、所属職員に周知徹底を図った。</p>

(3) 消防局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 旅行命令及び旅費支給について、適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>職員が公務のため旅行する場合は、旅行命令権者である所属長は、旅行命令等を発し、その職員に対し旅費を支給しなければならない。しかしながら、平成24年2月20日に「小型動力ポンプ付積載車中間検査」に従事するために糟屋郡新宮町に職員(2名)を出張させていたにもかかわらず、旅行命令(依頼)書を作成せず、</p>	<p>【措置済(平成24年11月19日通知)】</p> <p>旅行命令及び旅費の支給については、福岡市職員等旅費支給条例等に則り旅行命令書を発し、支給額を算定し、旅費の支給を行った。</p> <p>このうち1名分について、日額旅費を既に支給していたため、過払いについて戻入処理を行った。</p>

<p>旅費の支給も行われないうちとなっていた。また、このうち1名分については、旅行命令簿(日額旅費用)が作成され、日額旅費が支給されていた。</p> <p>旅行命令及び旅費支給については、福岡市職員等旅費支給条例等に則り適正な事務処理を行われたい。</p> <p>(管理課)</p>	
<p>(イ) 委託契約事務の履行確認について注意を求めるもの</p> <p>委託業務が完了したときは、福岡市契約事務規則に則り、完了検査により契約内容が適正に履行されていることを確認のうえ、委託料を支出しなければならない。しかしながら、平成23年度の委託契約において次のような事例が見受けられた。</p> <p>今後、委託契約の完了検査に当たっては、履行確認を適切に行われたい。</p> <p>A 「消防航空隊外24出張所清掃業務委託」において、仕様書で定めている繊維床の清掃(総面積911.96㎡/月)のうち、室見出張所分(53.2㎡/月)について、受託者から提出された12ヶ月すべての実施報告書及び清掃月報に実施の記載が無く、履行確認ができなかったにもかかわらず、履行完了と認め、契約代金を支払っていた。</p> <p>(管理課)</p>	<p>【措置済(平成24年11月19日通知)】</p> <p>指摘後、施設管理者及び受託者に履行確認を行った。</p> <p>また、実施報告書について、従来の施設管理者の履行確認欄に契約担当課の確認欄を追加するなど様式を変更するとともに、報告書作成に関する受託者への指導と担当課における報告書の確認について所属職員に周知徹底を図った。</p>
<p>B 「消防局無線通信設備点検調整保守委託」において、仕様書に定めのある「点検実施結果報告書」他3件の提出すべき書類が提出されていないにもかかわらず、履行完了と認め、契約代金を支払っていた。</p> <p>(情報管理課)</p>	<p>【措置済(平成24年11月19日通知)】</p> <p>指摘後、直ちに委託業者から未提出書類を受領済みである。</p> <p>関係法令を遵守し、関係書類による検査確認を確実にし、契約の適正な履行を確保するよう所属職員に周知徹底を図った。</p>

<p>C 「消防局移動系無線電話機保守管理業務委託」において、移動系無線電話機のうち、1台について、定期保守点検が行われず、仕様書に定めのある「超短波無線電話機点検結果報告書」が提出されていないにもかかわらず、履行完了と認め、契約代金を支払っていた。</p> <p>(情報管理課)</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>指摘後直ちに委託業者が点検を行い実施済みである。</p> <p>関係法令を遵守し、関係書類による検査確認を確実にを行い、契約の適正な履行を確保するよう所属職員に周知徹底を図った。</p>
--	---

(4) 交通局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>滞納整理事務について適正な事務処理等を行うよう注意を求めるもの</p> <p>平成23年度「お客様サービスセンター運営等業務委託契約」に係るプリペイドカード等の発売等業務について、当該契約により再委託を受けた業者は駅外発売代金を福岡市交通事業管理者が発行した納入通知書兼領収書により納期限までに払い込むこととなっている。しかしながら、平成24年1月分の発売代金が納期限(平成24年1月16日)までに納付されておらず、所管課が未納の事実を把握したのは納期限から2ヶ月以上も経過した平成24年4月12日であり、その後業者と納付交渉と督促を行っているが、実査日(平成24年5月18日)現在、書面による督促状は発送していなかった。</p> <p>今後、滞納整理事務に当たっては、関係法令等に則り、適正な事務処理を行うとともに、的確な収納管理を図られたい。</p> <p>(営業課)</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>収納状況の確認については、会計システムと収納済通知書による二重チェックを徹底し、未納の早期発見に努め、未納が発生した際には早急に督促を行い、的確な収納管理を行うよう所属職員に周知した。</p> <p>なお、本件、プリペイドカード等の駅外発売代金の未納に関しては、当該業者から返済計画書が提出され、平成24年10月より分割による返済を開始した。</p>

2 委託契約事務の適正執行について(意見)

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>委託契約事務については、福岡市契約事務規則等に基づき、各所属において設計はもとより業者選定から完了検査、支払いまで、適正に行わなければならない。このた</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>契約事務の適正な執行について全局に文書により要請するとともに、委託契約事務を中心とした研修を実施し、受講希望者</p>

<p>め、十分な履行確認を行わないまま委託料を支払うなど不適切な事務処理については、過去の定期監査においてもたびたび指摘を行ってきたところであるが、今回の監査においても依然として散見された。</p> <p>所属長においては、委託契約事務に関する法令等について十分な知識を習得するよう職員を指導育成するとともに、チェックを徹底し適切な進行管理を行うことにより、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>契約事務の所管課においては、各所属における契約事務が適正かつ効率的に行われるよう、次のような取組みを実施するなど各所属への支援に努められたい。</p> <p>ア 業務に即した契約事務研修の充実 イ 相談指導体制の充実</p> <p>(財政局契約課関連)</p>	<p>全員が受講できるよう実施回数を増やすなどの対応を行った。</p> <p>また、相談指導体制の充実についても、平成25年4月から調査・指導係を新設し、相談指導体制の整備・強化を図り各所属への支援に努めることとした。</p>
---	---

3 支払いの速やかな実施について(意見)

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>契約代金の支出については、履行完了確認または検査の後、債権者からの請求によりその対価を支払うものであり、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、過去の定期監査において、履行完了確認後支払いまで長期日数を要しているものがたびたび見受けられ、今回の監査においても同様の事例が見られた。</p> <p>所属長においては、厳しい社会経済状況に鑑み、債権者のほとんどが中小零細業者である実態を踏まえ、支払いは速やかに実施されたい。</p> <p>契約事務の所管課においては、各所属における支払いが速やかに行われるよう関係法令等の周知に努められたい。</p> <p>(財政局契約課関連)</p>	<p>【措置済(平成24年11月19日通知)】</p> <p>契約代金の速やかな支払いについては、契約事務研修や通知により支払いに関する関係法令等の周知を行った。</p> <p>また、今後とも、機会あるごとに支払いに関する関係法令等の周知を図っていく。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 港湾局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 鋼管杭工の積算を適正に行うべきものの</p> <p>アイランドシティ海上遊歩道橋梁下部築造工事 (契約金額1億8,359万1,450円)</p> <p>本工事は海上遊歩道橋の下部築造工事であり、鋼管杭の施工については、先端コンクリート打設方式による中掘り工法を採用している。</p> <p>その積算において、コンクリート先端処理工にコンクリート打設費を計上していたにもかかわらず、二重にコンクリート打設費を計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (港湾土木第1課)</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>積算にあたって二重計上をしないよう作業内容の明確な表示を励行するよう、所属職員に対して課内会議にて周知徹底を行った。</p> <p>また、起工時のチェックリストに二重計上防止に関するチェック項目を追加し、チェック体制の強化を図った。</p>
<p>B 諸経費の積算を適正に行なうべきものの</p> <p>博多港国際ターミナル内装改修工事 (契約金額9,952万3,200円)</p> <p>本工事は博多港国際ターミナルの内装改修工事である。諸経費（一般管理費等）の算定は建築工事積算基準細則により行なっているが、適用を誤り過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。 (港湾施設課)</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>諸経費の算定については積算を行う際に諸経費計算表を全庁OA（技監のひろば）からダウンロードを行い、その計算表を利用して積算を行うこととした。</p> <p>更に、精査を行う際にも精査員が同様に諸経費を算定し、設計書との比較を行うこととした。</p> <p>また、起工時のチェックリストに諸経費に関するチェック項目を追加し、チェック体制の強化を図った。</p>
<p>(イ) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 建設リサイクル法を遵守すべきもの</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する遵守事項について</p>

<p>香椎パークポート地区平成23年度 緑地3工区地盤改良工事 (契約金額1億3,278万900円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、請負者は同法第12条の規定により発注者に必要事項を記載した書面を交付し、発注者は同法第11条等の規定に基づき上記書面の内容を記した通知書を福岡市長に提出しなければならない。しかしながら、請負者は発注者へ書面を交付せず、また発注者においても市長へ通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(港湾土木第2課)</p>	<p>て、所属職員に対して研修を行い、同法の再確認を図り、法令遵守の周知徹底を図った。</p> <p>また、起工時のチェックリストに同法に関するチェック項目を追加し、チェック体制の強化を図った。</p>
<p>B 設計変更を適正に行うべきもの 博多港国際ターミナル改修電気設備工事 (契約金額7,140万円)</p> <p>本工事は博多港国際ターミナルの電気設備を改修するものである。</p> <p>施工において、工事内容の一部に変更があったにもかかわらず、建設工事請負契約書で定める設計変更がされていなかった。</p> <p>今後は、適正な設計変更を努められたい。</p> <p>(港湾施設課)</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>施工上、工事内容の一部に変更があった場合は、建設工事請負契約書に基づき、関係部署（財政局）と協議を行い適正な設計変更を行うよう所属職員に対し、課内研修において周知徹底を図った。</p>

(2) 交通局

監査の結果	措置の状況
<p>(ア) 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めもの 下請契約書の写しを添付すべきもの</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>建設業法に基づく施工体制台帳の作成については、工事着手前の安全教育実施時及び工事施工中の定例会議の場などにお</p>

<p>博多駅博多口コンコース改良第2期工事 (契約金額1億4,807万3,100円)</p> <p>建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するために元請業者に施工体制台帳の作成が義務付けられているが、本工事の元請業者から提出された同台帳の下請工事に関する事項において、一部下請契約書の写しが添付されていなかった。下請業者に関して、契約締結の適正化を促進するためにも法令遵守は重要である。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(施設課)</p>	<p>いて請負業者への指導を徹底するとともに、請負業者から工事施工体制台帳が提出された際は、全ての下請業者の契約書の写しが添付されていることの確認を確実にを行うよう、関係職員に対し研修を行い、周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>A 委託契約を適正に行うべきもの 地下鉄駅機械設備保守点検業務委託 (契約金額1億9,162万5,000円)</p> <p>本委託は地下鉄1.2.3号線の駅機械設備（換気・空調・給排水・消火等）の保守点検業務であり、契約の方法は特命随意契約としていた。</p> <p>その根拠法令は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号としているが、特命随意契約とする理由が示されていないにもかかわらず、財政局長通知「警備及び清掃委託に係る契約事務等について」による常駐警備の契約方法の考え方を準用し、特命随意契約としていた。</p> <p>財政局長通知では、警備委託の契約方法を準用できるのは、警備を含</p>	<p>【措置済（平成24年11月19日通知）】</p> <p>委託契約については、契約方法の見直しを行った平成7年度当時の方針決裁が確認できないことから、局として改めて平成24年8月8日に方針決定を行った。</p> <p>また、毎年、実施している契約事務説明会において、局内に周知徹底を図る。</p>

<p>む委託であり、警備を含まない本委託に準用することは不適切であった。</p> <p>今後は、適正な委託契約に努められたい。</p> <p>なお、契約担当課においても適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(施設課, 経理課関連)</p>	
<p>B 委託契約を適正に行うべきもの 3号線電路設備保守業務委託 (契約金額7,770万円)</p> <p>本委託は地下鉄3号線の電路設備(電車線, 電気室, 駅照明コンセント)の保守業務であり, 指名競争入札により契約を行っていた。また, 次年度以降の契約方法は, 指名競争入札で決定した業者と2年間の特命随意契約を行うとし, 平成24年度は特命随意契約を行っていた。</p> <p>しかしながら, 指名競争入札で決定した業者と2年間の特命随意契約を行うとする方針等が示されないまま契約を行ったことは不適切であった。</p> <p>今後は, 適正な委託契約に努められたい。</p> <p>なお, 契約担当課においても適正な契約事務に努められたい。</p> <p>(橋本保守事務所, 経理課関連)</p>	<p>【措置済(平成24年11月19日通知)】</p> <p>委託契約については, 契約方法の見直しを行った平成7年度当時の方針決裁が確認できないことから, 局として改めて平成24年8月8日に方針決定を行った。</p> <p>また, 毎年, 実施している契約事務説明会において, 局内に周知徹底を図る。</p>
<p>C 測量業務費の積算を適正に行うべきもの 地下鉄3号線構造計画検討業務委託 (契約金額1,341万9,000円)</p> <p>本委託は, 地下鉄3号線(天神南~博多駅)の構造計画検討を行</p>	<p>【措置済(平成24年11月19日通知)】</p> <p>設計積算の適正化については, 課内研修を実施し, 精査の方法と体制を再確認するとともに, 機械的なミスが生じないよう積算の全体像を把握しながら, 設計積算業務を行うよう周知徹底を図った。</p> <p>また, 設計積算業務時における再発防止</p>

<p>うための測量及び設計業務である。</p> <p>設計業務において、追加業務が発生したとして設計変更を行ったが、設計変更の積算の際に誤って測量業務費を計上しなかった結果、過小な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(計画課)</p>	<p>のため、変更設計書様式の見直しを併せて行った。</p>
---	--------------------------------

2 設備工事等の設計変更について(意見)

監査の結果	措置の状況
<p>設備工事等の施工に伴う設計変更は、建設工事請負契約書に基づき、その手続きは設計変更ガイドラインに沿って行うこととなっており、変更すべき内容を設計変更しないまま完了することは、設計図書の内容と異なった竣工となることから、設計変更は適正に行わなければならない。</p> <p>しかしながら、今回の工事監査において、請負者と発注者との間で設計変更に関する協議がなされていたが、建設工事請負契約書等に基づく設計図書の変更及び設計変更に伴う契約変更を行っていなかった事例があった。</p> <p>設計変更を行わなかった要因としては、設計変更及び契約変更に伴う協議に要する期間が工事工程に少なからず影響を及ぼすことを懸念してのことと考えられる。</p> <p>このため、円滑な工事施工が図られるよう設計変更ガイドラインの周知徹底を図るとともに設計変更に伴う契約変更についての取扱いを定めるなど、契約変更手続きに関する事務の簡素化と効率化を要望する。</p> <p>(財政局技術監理課、契約課関連)</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】</p> <p>設備工事等の施工に伴う設計変更及び契約変更手続きについては、工事主管課と意見交換を行うなどして現状課題等の調査を行い、その結果を踏まえて契約変更手続きに関する事務の簡素化と効率化を実施した。</p> <p>具体的には、平成25年4月1日以降に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申し込みの誘引を行う設備工事等について、設計変更に伴う契約変更手続きに関する新たな取扱いを定め、平成25年3月27日付けで関係局区に通知した。</p> <p>また、同取扱いに基づく設計変更ガイドラインの見直しを行い、関係局区に通知するとともに、福岡市ホームページへも掲載し、周知徹底を図った。</p>